

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001	令和3年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(トラストバンク)	予定 総額 52,668,000 (変更後) 52,669,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
002	令和3年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(楽天)	予定 総額 78,592,000	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
003	令和3年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について((株)アイモバイル)	予定 総額 197,860,000	行財政局総務部総務課	株式会社アイモバイル	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
004	令和3年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(全日空商事(株))	予定 総額 24,640,000	行財政局総務部総務課	全日空商事株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
005	令和3年04月01日	京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託(株式会社JTB 株式会社ITP 共同事業体)	予定 総額 1,113,800,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTB 株式会社ITP 共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	有
006	令和3年04月01日	「ふるさとコネクト」利用サービス業務契約について	予定 総額 11,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
007	令和3年04月01日	企業版ふるさと納税サイト「ふるさとコネクト」掲載事業における寄付金営業代行等業務委託について	予定 総額 11,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
008	令和3年06月01日	企業版ふるさと納税にかかるマッチング支援業務の契約について	予定 総額 14,025,000	行財政局総務部総務課	株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポート	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
009	令和3年06月01日	ふるさと納税支援業務委託について【さとふる】	予定 総額 26,400,000	行財政局総務部総務課	株式会社さとふる	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
010	令和3年08月17日	ふるさと納税支援業務委託に係る覚書について(楽天)	予定 総額 48,510,000	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
011	令和3年04月01日	令和3年度市庁舎案内業務委託	9,499,921	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
012	令和3年04月01日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託	40,664,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
013	令和3年04月01日	市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託	11,479,490	行財政局総務部庁舎管理課	不二熱学サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
014	令和3年08月30日	京都市新北庁舎(仮称)新築工事設計業務委託ただし、建築及び設備設計意図伝達等業務委託	86,900,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事	無	
015	令和3年08月30日	京都市新北庁舎(仮称)新築工事監理業務委託ただし、建築及び設備工事監理業務委託	134,970,000	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事	無	
016	令和3年04月01日	令和3年度総務事務センター関連システム保守業務	43,905,620	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
017	令和3年04月01日	財務会計システム保守等業務委託	45,047,200	行財政局総務部総務事務センター	令和3年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
018	令和3年04月01日	IP告知システム保守業務委託	5,570,400	行財政局防災危機管理室	株式会社 DTSWEST	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
019	令和3年04月01日	280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託	11,095,480	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
020	令和3年05月20日	災害対策基本法改正に伴う防災情報システム機能拡張改修について	7,590,000	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
021	令和3年06月28日	IP告知システム市役所本庁舎等移設業務委託について	7,645,000	行財政局防災危機管理室	株式会社 DTSWEST	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
022	令和3年04月01日	京都市人事評価システム運用保守業務	6,545,000	行財政局人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
023	令和3年04月01日	行政業務情報化人事給与システム保守委託契約	29,492,100	行財政局人事課	令和3年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
024	令和3年04月01日	定型業務の自動化に向けたRPA導入業務	18,029,000	行財政局人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	無
025	令和3年04月01日	テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用	(当初) 12,493,800 (変更後) 14,907,750	行財政局人事課	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
026	令和3年04月01日	令和3年度京都市職員定期健康診断(人間ドック代替分)にかかる委託契約	予定総額 57,508,116	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
027	令和3年04月01日	令和3年度京都市職員定期健康診断(節日健診代替分)にかかる委託契約	予定総額 19,995,690	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
028	令和3年04月01日	令和3年度包括外部監査契約	16,984,000円 を上限とする額	行財政局コンプライアンス推進室	小林 由香	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
029	令和3年04月01日	京都市電子入札システム保守管理業務委託	38,426,300	行財政局管財契約部契約課	令和3年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
030	令和3年04月01日	電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	6,164,400	行財政局税務部税制課	株式会社インテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品	無	
031	令和3年04月01日	令和3年度地方税電子申告システムの保守管理業務	5,923,500	行財政局税務部税制課	令和3年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
032	令和3年04月01日	コンビニ交付システム令和3年度税制改正改修対応作業	6,256,063	行財政局税務部税制課	コンビニ交付システム令和3年度税制改正改修対応作業コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
033	令和3年04月01日	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託	7,920,000	行財政局税務部税制課	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
034	令和3年04月01日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務	46,036,452	行財政局税務部税制課	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無	
035	令和3年04月01日	令和3年度マイナンバー情報連携データ標準レイアウト改版に伴う新旧連携システム改修作業	5,590,805	行財政局税務部税制課	令和3年度マイナンバー情報連携データ標準レイアウト改版に伴う新旧連携システム改修作業コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
036	令和3年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務	22,385,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
037	令和3年04月01日	令和3年度固定資産税課税支援システムに係るサービス提供(運用保守)業務	78,640,100	行財政局税務部資産税課	「令和3年度 京都市固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税支援システムに係るサービス提供(運用保守)業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
038	令和3年04月12日	令和6基準年度固定資産税(土地)評価替えに伴う路線価等付設業務委託(令和3年度)	38,094,100	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
039	令和3年07月20日	固定資産税(土地)に係る令和4年度の時点修正に関する委託業務について	20,374,915	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
040	令和3年07月09日	令和3年度管理不全空き家調査等業務委託について	10,890,000	行財政局税務部資産税課	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
041	令和3年04月01日	令和3年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託	18,872,920	行財政局市税事務所市民税室法人税務担当	トッパン・フォームズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
042	令和3年06月15日	京都市納税お知らせセンター業務委託	16,940,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	株式会社 センパソナルプラス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（トラストバンク）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年4月1日
（変更後）令和3年7月2日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）52,668,000円
（変更後）（予定総額）52,669,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用したふるさと納税支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため、相手方として選定するもの。

（変更理由）
外国語寄附受付サービスの導入に関して、ふるさと納税サイトの管理システムを活用した寄附者情報の管理・集計かつ経理処理等を行うことができる事業者が当該事業者のみであることから変更するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、ふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトを經由する寄附が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄附額が大きく左右されるため、価格やPR力な

どを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数などを総合的に比較したところ、「ふるさとチョイス」を含めた国内のふるさと納税総合ポータルサイト主要5社が特に優れているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（楽天）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）78,592,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」を活用したふるさと納税支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「楽天ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天株式会社しか対応できないため、随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、ふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数などを総合的に比較したところ、「楽天ふるさと納税」を含めた国内のふるさと納税総合ポータルサイト主要5社が特に優れているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（(株) アイモバイル）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）197,860,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を活用したふるさと納税支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルと契約をおこなう必要があるため、相手方として選定するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、ふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数などを総合的に比較したところ、「ふるなび」を含めた国内のふるさと納税総合ポータルサイト主要5社が特に優れているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（全日空商事（株））
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区東新橋1-5-2
全日空商事株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）24,640,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」を活用したふるさと納税支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である全日空商事株式会社と契約をおこなう必要があるため、相手方として選定するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、ふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数などを総合的に比較したところ、「ANAのふるさと納税」を含めた国内のふるさと納税総合ポータルサイト主要5社が特に優れているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社 J T B 株式会社 I T P 共同事業体）

2 担当所属名

行財政局総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオン NBF タワー11 階
株式会社 J T B 株式会社 I T P 共同事業体
代表会社 株式会社 J T B ふるさと開発事業部

6 契約金額（税込み）

（予定総額）1, 113, 800, 000円

7 契約内容

京都市ふるさと納税返礼品調達・開発・案内状送付等業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で選定するもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「ふるさとコネクト」利用サービス業務契約について
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区南本町2-6-12
株式会社JTBふるさと開発事業部
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,000,000円
- 7 契約内容
企業版ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとコネクト」を活用した寄付獲得支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとコネクト」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社JTBしか対応できないため随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企業版ふるさと納税について、寄付対象事業の発信から寄付受納まで一括で行えるポータルサイトは、株式会社JTBふるさと開発事業部が運営する「ふるさとコネクト」のみであることから、相手方として選定するもの。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
企業版ふるさと納税サイト「ふるさとコネクト」掲載事業における寄付金営業代行等業務委託について
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,000,000円
- 7 契約内容
企業版ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとコネクト」掲載事業の営業代行等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとコネクト」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社JTBしか対応できないため随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企業版ふるさと納税について、寄付対象事業の発信から寄付受納まで一括で行えるポータルサイトは、株式会社JTBふるさと開発事業部が運営する「ふるさとコネクト」のみである。さらに、同サイトへの本市寄付対象事業の登録等のサポート業務を行えるのは株式会社JTB京都支店のみであることから、相手方として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
企業版ふるさと納税にかかるマッチング支援業務の契約について
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都墨田区押上1-1-2
株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポート
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,025,000円
- 7 契約内容
東武トップツアーズ株式会社の顧客企業とのマッチングサポート業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
東武トップツアーズ株式会社の顧客企業とのマッチングサポートにあたっては、一般財団法人地域活性化センターと共同で設置した株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートしか対応できないため随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企業版ふるさと納税の獲得に向けては、企業との信頼関係の構築が欠かせず、また寄付を行う見込みのある企業への働き掛けが重要である。全国47都道府県に拠点を有し法人営業を主として事業展開する東武トップツアーズ株式会社と全国の自治体が会員である一般財団法人地域活性化センターが共同で設置した「株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポート」は、企業版ふるさと納税の獲得を目的に企業と自治体のマッチングを専門としており豊富なノウハウを有する企業である。
東武トップツアーズ株式会社の顧客企業とのマッチングを有利に行えるのは、株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートのみであることから、相手方として選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託について【さとふる】
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,400,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を活用したふるさと納税支援業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「さとふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社さとふると契約をおこなう必要があるため、相手方として選定するもの。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、ふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトを經由する寄付が主流となっており、そのポータルサイトの広告力により寄付額が大きく左右されるため、価格やPR力などを総合的に比較検討する必要がある。ふるさと納税サイトのうち、利用自治体数・会員数・返礼品掲載数などを総合的に比較したところ、「さとふる」を含めた国内のふるさと納税総合ポータルサイト主要5社が特に優れているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託に係る覚書について（楽天）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年8月17日
- 4 履行期間
令和3年8月17日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）48,510,000円
- 7 契約内容
京都市ふるさと納税返礼品「楽天トラベルクーポン」の取扱いについて
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「楽天トラベルクーポン」の取扱いに関しては、運営会社である楽天グループ株式会社しか対応できないため、随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
楽天ふるさと納税サイトで楽天トラベルクーポンを返礼品として取扱を開始予定であり、本市においては、旅行関連の返礼品（JTB 旅行クーポン等）が令和2年度寄付額のうち約30%を占めており、旅行関連の返礼品の需要が高いため、楽天トラベルクーポンの導入により、更なる寄付額の増加が見込まれる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度市庁舎案内業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,499,921円
- 7 契約内容
令和3年度市庁舎案内業務委託（本庁舎、分庁舎及び北庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は市役所の顔とも言うべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。
したがって、本契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため、指名型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、高品質で誠実な業務の執行が期待できたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
40,664,000円
- 7 契約内容
令和3年度京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守管理契約の対象となる駐車場が京都市御池駐車場と、出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがある。
したがって、京都市公用車駐車場と京都市御池駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院六反田町31番地2
不二熱学サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,479,490円
- 7 契約内容
令和3年度市庁舎ガス吸収式冷暖房機その他設備点検保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
三菱重工業（株）製である当該機器の保守管理は、同社認定技術員のみが行うことができ、不二熱学サービス（株）は同社サービス代行店として推奨も受けている。当該機器は不二熱学サービス（株）が納入時から様々な特別仕様を加えている（①省エネルギー対策として2ポンプ方式から3ポンプ方式に改修した際、併せて制御方式も特別仕様に改修、②1号機～3号機の危機管理対策として冷温水配管系等のバイパス配管接続時の制御方式を特別仕様に改修）。
したがって、これらの設備を熟知している不二熱学サービス（株）以外では、緊急時の対応等を始めとして当該機器保守管理を行うことができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新北庁舎（仮称）新築工事設計業務委託
ただし、建築及び設備設計意図伝達等業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和3年8月30日

4 履行期間

令和3年9月1日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区高麗橋四丁目6番2号
株式会社日建設計 大阪オフィス

6 契約金額（税込み）

86,900,000円

7 契約内容

工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

意図伝達とは、「工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う」（平成21年国交省告示第15号）ものとされており、設計から工事まで11年に及ぶ新庁舎整備事業において、高度な設計能力に基づいた設計業務の意図の伝達が必要となる。

したがって、本件については、新庁舎整備事業に係る知識・能力等を有することが必要であり、設計者しか行い得ない業務であることから、京都市新庁舎整備事業の基本設計及び実施設計業務（平成26年度～28年度）を受託していた(株)日建設計大阪オフィスのみが本件業務を遂行可能であるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新北庁舎（仮称）新築工事監理業務委託
ただし、建築及び設備工事監理業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和3年8月30日

4 履行期間

着工命令の日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区高麗橋四丁目6番2号
株式会社日建設計 大阪オフィス

6 契約金額（税込み）

134,970,000円

7 契約内容

実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

工事監理とは「実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う」（平成21年国交省告示第15号）ものとされており、設計者から独立して工事監理業務が行われることで、当該業務の受注者が設計者とは異なる第三者の立場から、工事の品質確認に係る業務に専念できる点にある。

しかしながら、新庁舎整備事業において、北庁舎は既に施工中である本・西庁舎と3棟一体で性能を発揮する免振構造を採用しており、北庁舎の工事監理業務においても、高度な知識・技能を有する工事監理者に本・西庁舎の工事監理業務を行った実績を持って初めて、工事の品質確認（免振構造の性能確認）に係る業務の履行が可能である。

その事から、京都市新庁舎整備事業の本・西庁舎工事監理業務（平成28年度～令和3年度）を受託していた㈱日建設計大阪オフィスのみが本件業務を遂行可能であるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度総務事務センター関連システム保守業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
43,905,620円
- 7 契約内容
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度財務会計システム保守等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1
令和3年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
45,047,200円
- 7 契約内容
予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用，保守等を行う。（運用管理保守業務，システム改修・保守業務，端末操作研修，システム関係問い合わせ対応，改善報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により，特殊な技術に係る特定役務の調達であり契約の相手方が特定されることから，上記委託先を相手方として随意契約を締結することとする。
財務会計システムは，本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであるから，円滑に稼働しなければ，本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。従って，障害が生じた際の復旧作業においては，障害がハードウェアに起因するものか，アプリケーションに起因するものか，OSに起因するものか，ミドルウェアに起因するものか等について，迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
財務会計システムは，本市独自の仕様によるシステムであり，システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため，システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は，当該財務会計システムを開発し，現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており，他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、令和3年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
I P 告知システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
5, 570, 400円
- 7 契約内容
I P 告知システムについて、電気関係法令に基づく点検に加え、障害発生時に京都市からのオンコールによる復旧作業体制を確保するため、保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
I P 告知システムについては、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区西新橋2-35-2
東京テレメッセージ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,095,480円
- 7 契約内容
280MHzデジタル同報無線システムの運用維持（衛星回線、5G設備等使用料等）及びシステム障害監視に加え、障害発生時のリモート障害対応を行う体制を整える。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
280MHzデジタル同報無線システムを開発・構築し、システムの根幹となる280MHzデジタル無線機の無線免許を保持しているのは、東京テレメッセージ株式会社である。
本システムの詳細は一般に公開されていないこと、無線免許人以外がシステム運用及び障害対応等（無線機調整等）を行ってはならないことから他の事業者が運用・保守業務を行うことは不可能である。
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
災害対策基本法改正に伴う防災情報システム機能拡張改修について
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和3年5月20日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年12月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7, 590, 000円
- 7 契約内容
避難情報の名称変更、河川監視機能の基準変更（表示画面・アラーム設定等）、避難発令機能改修及びそれらに付随するOSアップデート等・雨量データ取扱調整等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同システムを開発したのは、西日本電信電話株式会社であり、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が改修を行うことは、非常に困難である。
また、システム構築業者（保守業者）との責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
IP告知システム市役所本庁舎等移設業務委託について
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和3年6月28日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
7, 6 4 5, 0 0 0円
- 7 契約内容
各局等に設置しているIP告知システム等を市役所本庁舎に移設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
I P告知システムは、株式会社D T S W E S Tが構築したものであり、同システム設定情報及びネットワーク設定情報は一般に公開されていない。
また、同システムの障害対応についても、同社に委託（随意契約）しており、障害発生時の対応において、システムに他業者が手を加えた場合、障害復旧を保証しない契約となっている。
以上のことから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）
6,545,000円
- 7 契約内容
京都市の人事評価システムについての運用・保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該システムについては、平成25年度中に実施した公募型プロポーザルにより選定された事業者（上記5の事業者と同一）の保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。
システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は1の委託業者が有しており、その情報は非公開となっているため、当該事業者以外では運用保守は不可能である。
このため、上記5の事業者との間で随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和3年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表社 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,492,100円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用权のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用权の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NEC ソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
定型業務の自動化に向けたRPA導入業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,029,000円
- 7 契約内容
RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトウェア・実行プログラム等の提供・保守及びRPA操作研修の委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市業務には、定型的な業務が幅広く存在しており、本市職員は定型作業に多くの時間を要している。そこで、RPAを導入することで、作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。
したがって、単にRPAツールであれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、多くのアプリケーションに対応できるか、多くの職員が容易に扱える操作性等が求められる。加えて、シナリオ作成に係る研修体制、適切なセキュリティ対策が必要である。
そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、随意契約を締結する。
また、当該システムの利用環境及び令和元年度及び令和2年度に作成されたシナリオを利用できるシステムを提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更後) 令和3年9月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区富士見2丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 12,493,800円
(変更後) 14,907,750円
- 7 契約内容
テレワーク (モバイルワーク, 在宅勤務) を実施するにあたり, 自宅から勤務先を結び付けるインターネット環境を構築するための, 通信回線にかかる費用。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
テレワークの実施にあたり, 令和2年3月にテレワーク (在宅勤務, モバイルワーク) に係る通信環境を構築し, 現在においても継続して活用している。本契約の相手方は, 現在構築しているテレワークに係る通信回線及びモバイルルータの契約先である。仮に, 別の事業者と契約した場合, 現在貸与しているモバイルルータ500台及びタブレット端末100台を回収し, SIMカードを入れ替えた後, 初期設定を行う等膨大な作業が発生する。上記のことから現在貸与しているモバイルルータを回収することがなく, 通信回線を提供できる唯一の相手方として株式会社インターネットイニシアティブと契約する。

(変更契約に係る変更理由)
テレワーク需要の増加に伴い, テレワークに必要な通信回線の契約を見直す必要が生じたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市職員共済組合
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 57,508,116円
- 7 契約内容
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
 - (1) 本市では、労働安全衛生法第66条に基づき、職員に対する定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施しており、人間ドックの受診結果のうち、定期健診相当分の結果の提出をもって、本市実施の定期健診受診の代替とすることを認めている。
 - (2) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
 - (3) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
単価契約

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約

2 担当所属名

行財政局人事部人事課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市職員共済組合

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 19,995,690円

7 契約内容

定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。

- (1) 本市では、節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員（定期健康診断の代替とすることを申し立てた者のみ）について、疾病り患の予防を目的とし、人間ドック実施機関（以下「健診機関」という。）において、通常定期健診項目より更に精密な検査を受けることができる京都市職員節目健康診断（以下「節目健診」という。）を実施している。
- (2) 節目健診の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
- (3) 共済組合は、組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担はないことから、本市職員が節目健診を受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。

上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（節目健診代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

単価契約

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区高倉通御池上る柊町575番地
- 6 契約金額（税込み）
16,984,000円を上限とする額
- 7 契約内容
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、近畿税理士会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市電子入札システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局管財契約部契約課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル
令和3年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体
代表者 富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
38,426,300円
- 7 契約内容
電子入札システム一式の運用保守業務，システム改修保守業務，プロジェクト管理，オンサイトヘルプデスク業務，来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務委託は，次に掲げる理由により，契約の相手方が特定されるため，その性質又は目的が競争入札に適しておらず，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから，令和3年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社と随意契約を締結したものです。
 - (1) 運用保守業務
運用保守業務の対象は，本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは，システムの標準化を図る目的で，「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に，本市財務会計システムと一体のものとして構築され，システム開発業者が独自に開発したもので，開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって，これらのすべてのシステムを熟知していなければ，運用保守業務を履行することができず，業務の履行が可能なのは，電子入札システムの開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。
 - (2) システム改修・保守業務
システム改修・保守業務の対象は，運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システムのために開発したソフトウェアである。本業務は，これらのソフトウェア等の改修作業を行わせ

るものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、来庁システムの開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通 J a p a n 株式会社他である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区豊崎5丁目4番19号
株式会社インテック
- 6 契約金額（税込み）
6,164,400円
- 7 契約内容
株式会社インテックの管理運用するサーバを京都市が地方税電子申告システム(eLTAX)の審査サーバとして利用し、その運用管理業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地方税に係る電子申告については、地方税共同機構が所管する電子申告システム(eLTAX)を利用しているが、当該システムと接続して稼働する電子申告の審査システムについては、同機構の認定を受けた事業者のみがサービスを提供できるものである。
同機構の認定を受けた事業者のうち、これまで本市が利用している電子申告審査システムを保守、運用しサービスを提供することができるのは、株式会社インテックのみである。
なお、電子申告審査システムの当初導入に当たっては入札により調達したものであるが、同機構の認定を受けた事業者から見積書を徴取した結果、毎年、当該システムを置き換える場合と比して、現在利用しているシステムを継続して利用する方が明らかに経費は安価であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度地方税電子申告システムの保守管理業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和3年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,923,500円

7 契約内容

地方税電子申告システムは、納税義務者から提出される申告データを、本市の既存システムと連携できるよう、データの変換を行うなどの処理を担っているシステムであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、当該システムの安定稼働が不可欠なものであることから、その安定稼働を確保する目的で、本業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

- (1) 本市の地方税電子申告システムは、日本電気株式会社が開発、保守を担っているものであり、電子申告システムから受信したデータを本市の既存システムと連携できるよう、データの変換を行うなどの処理を担っているものである。当該システムの技術情報については、日本電気株式会社が権利を保有し、NECソリューションイノベータ株式会社のみ利用許諾を受けている。

については、当該システムの技術情報を保有し深く理解できないと障害の切り分けやリカバリの対応、その他の保守に時間を要したり、責任区分があいまいになるなど、安定的なシステムの稼働に大きな影響が生じることから、当該システムの技術情報を保有及び利用可能な業者に委託する必要がある。

- (2) また、当該システムは、日本電気株式会社が保守を実施している市民税課税支援システム及び同社が開発、保守を実施している税務オンラインシステムとデータ連携を行い、通信機器（物理）は基幹系システムと共用しているなど、各種システムと接続している。

については、接続している他のシステムの保守管理業者以外では、障害発生時等における責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該

契約の目的を達成することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行することができるのは、日本電気株式会社を代表とし、NECソリューションイノベータ株式会社を構成員とする当該コンソーシアムに特定されることから、これを相手方として随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
コンビニ交付システム令和3年度税制改正改修対応作業
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
コンビニ交付システム令和3年度税制改正改修対応作業コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,256,063円
- 7 契約内容
令和3年度税制改正における税証明様式変更に伴い、コンビニ交付システム及び新旧連携システムの改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアにより構築されていることから、同システムの改修に必要な当該パッケージソフトウェアの詳細な技術情報については、同社のみが保有し、NECソリューションイノベータ株式会社が利用許諾を受けている。また、同システムと連携した既存システム等を熟知し、責任区分を明確にしたうえで、既存のシステムの機能を損なうことなく同システムの改修が可能な業者は、これらのシステムの保守管理業者に限られる。以上のことから、本業務を履行することができるのは、日本電気株式会社を代表とし、NECソリューションイノベータ株式会社を構成員とする当該コンソーシアムに特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託コンソーシアム

京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

7, 920, 000円

7 契約内容

税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査及びその復旧に向けた対処を業務委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

税務オンラインシステムは日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるETOS J Xにより動作しており，このETOS J Xについては，その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため，日本電気株式会社製の機器を使用している。

また，本市の税務オンラインシステムについては，日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり，個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。

ETOS J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は，日本電気株式会社が有しており，また，日本電気株式会社製の大型汎用機の利用を前提とする環境下において税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守，動作保証，障害発生時の対応などを行うことができるのは，日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するNECソリューションイノベータで構成された，当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するもの。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

代表 株式会社J E C C

6 契約金額（税込み）

46,036,452円

7 契約内容

本市の賦課・収納事務で利用している京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末等の賃貸借業務を実施するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大型汎用機を用いて電算処理を行っているシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機（以下「ACOSシステム」という。）の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われているものであり、動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、ACOSシステムの運用に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に大きな影響を与えることとなる。

また、「京都市個人市・府民税課税支援システム」で利用する各機器は、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」とそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。

本賃貸借業務においては、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、システムの安定稼働を確保するとともに、動作保証のある機器等を調達する必要があるため、これまで利用してきた各種機器等を引き続き再リースするものであるが、これを履行することができる事業者は、ACOSの製造元であり、保守、運用等を担うことができる日本電気株式会社等の企業で構成する「京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係る

コンソーシアム」に特定されるため。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度マイナンバー情報連携データ標準レイアウト改版に伴う新旧連携システム改修作業
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和3年度マイナンバー情報連携データ標準レイアウト改版に伴う新旧連携システム改修作業
コンソーシアム
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,590,805円
- 7 契約内容
マイナンバー情報連携データ標準レイアウト改版に伴い、新旧連携システムの仕様変更が必要となる部分についてシステム改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新旧連携システムは、税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム並びに住民基本台帳システム等の必要な情報を統合し、マイナンバー連携システムで利用できるフォーマットに変換するなどの電子計算処理を担うものであり、これらのシステムと密接に関連している。
当該システムの改修に当たっては、当該システム及びこれらの関連システムを取り巻く環境や詳細な技術情報、プログラム等を把握している必要があるが、それらを有している業者は、当該システムの保守を行っている、日本電気株式会社を代表としたコンソーシアムに特定されることから、同コンソーシアムを契約の相手方として、随意契約を締結するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

22,385,000円

7 契約内容

京都市個人市・府民税課税支援システムは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するシステムであり、また、国税連携データ管理システムは国税庁からの確定申告データを管理し課税支援システムに連携させるシステムである。

両システムは、現在、税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適正かつ円滑に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠なことから、その安定的な稼働を確保するため、保守管理及びデータ処理や各種設定業務等の運用支援業務を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムは、本市が独自に開発したものであるが、長期的に安定してシステム稼働を確保する必要がある。当該システムの機能改善、機能追加、新たなプログラム作成等については日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムが担っており、当該プログラムの仕様等に係る詳細情報は一般に公開されるものではない。そのため、本契約の目的を達成することができるのは当コンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度固定資産税課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和3年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム
岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
（コンソーシアム代表）株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
78,640,100円
- 7 契約内容
土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象のシステムは、平成29年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるのは、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。また、本委託契約におけるシステムの障害発生時に、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業を行えるのは、本システムに関する詳細な知識及び技術を保有する同コンソーシアムに限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和3年4月12日
- 4 履行期間
令和3年4月13日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大和不動産鑑定株式会社
- 6 契約金額（税込み）
38,094,100円
- 7 契約内容
令和6年度評価替えに向けて客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価を付設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、令和6基準年度評価替えに向け、路線価を付設する業務を行うものである。固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、不動産鑑定評価等に携わる専門的な立場から見直しを行い、土地の評価替え業務を適正かつ安定的に行うためには、地方税法や固定資産評価基準のみならず、関連法令も含めた幅広い知識の習得が不可欠であり、高度な専門性が求められるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
固定資産税（土地）に係る令和4年度の時点修正に関する委託業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和3年7月20日
- 4 履行期間
令和3年7月21日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町2番地2 中井ビル3階
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会
- 6 契約金額（税込み）
20,374,915円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和3年1月1日から令和3年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和4年度土地評価に反映させるため、鑑定による時点修正率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等にこれに付随する業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務箇所を有する不動産鑑定士を正会員とする公益社団法人であり、本市の実情に精通し、本市における土地の価格形成要因を最も的確に把握しており、不動産鑑定士に対する指導・助言及び統括的業務を行うことができる委託先は他に見当たらない。また、契約の相手方は平成9年度以降の本市における時点修正に関する業務を受託しており、信頼すべき実績を有している。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度管理不全空き家調査等業務委託について
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和3年7月9日
- 4 履行期間
令和3年7月10日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生賀陽御所町3番地1 京都幸ビル4F
株式会社ゼンリン 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
10,890,000円
- 7 契約内容
固定資産税等の住宅用地特例解除となる京都市内全域の空き家の調査、管理不全判定等の業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等の専門的な知識・経験や現地調査業務の遂行能力が必要である。
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的を効果的かつ効率的に達成するために、専門的な知識等の取得状況や現地調査業務の遂行能力を見極める必要があることから、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容又は履行方法）におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字，圧着，封入封緘及び配送等業務委託

2 担当所属名

行財政局市税事務所市民税室法人税務担当

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
トッパン・フォームズ株式会社 関西事業部 第一営業本部 京都営業所

6 契約金額（税込み）

18,872,920円

7 契約内容

令和3年度市民税・府民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）について，作成から印字，圧着，裁断，製本，封入封緘，郵便局への配送までの業務を一括して委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は，個人の所得情報や扶養情報等の個人情報が多々含んだ税情報を取り扱うものであり，受託者の経験に基づくノウハウや技術等により，セキュリティ対策等に顕著な差異が現れることから，主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要がある。そのため，プロポーザル方式で選定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

1社のみから応募があり，選定委員会による採点が最低点を上回り，契約目的に適う提案を行ったと判断されたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市納税お知らせセンター業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和3年6月15日
- 4 履行期間
令和3年6月15日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6F
名称 株式会社セゾンパーソナルプラス
- 6 契約金額（税込み）
16,940,000円
- 7 契約内容
納付が遅れている納税者に対する電話による自主納付の呼び掛け等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
民間事業者による納税者の電話催告の実施にあたっては、高度な知識、豊富な経験が求められる。また、本件委託契約で取り扱う市税滞納者情報は、地方公務員法による守秘義務だけでなく、地方税法に基づく税情報の守秘義務により厳しく守られる情報であることから、その取扱いにあたっては、地方税の知識だけでなく極めて高いコンプライアンス意識を保持する必要がある。よって、価格以外の要素で契約業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式での契約方法を採用した。
提出された提案内容について、市職員によって構成された選定委員会において、各委員が評価基準に基づき採点した結果、株式会社セゾンパーソナルプラスと契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他